

長浜市市民自治基本条例策定委員会（第3回）会議要点録

日 時：平成20年4月22日（火）午後2時00分～午後4時30分

場 所：長浜市役所本館3階 第1会議室

出席委員：13名

欠席委員：3名

市・事務局等：川崎企画部長

市民協働課 草野担当課長、酒井副参事

ファシリテーター（中奥良則 氏）

1．開会（進行：酒井副参事）

2．あいさつ（高橋会長）

・昨年度末までに、めざすべき条例体系について概ねの了解をいただいているところであるが、本年度はルール完成をめざし、さらに踏み込んだ協議をお願いをしたい。

3．議事（進行：高橋会長及び酒井副参事）

（1）条例の総則的事項について

別紙資料により、事務局より概要説明および提案

・昨年度末の会議において各論の検討にはいるまえに、全体としての方針を決定したうえで協議にはいるほうがよいという意見を踏まえ、考え方のもととなる市基本構想について確認をいただき、基本的（総則的）事項について検討をしていただきたい。

〔委員会での意見、協議〕

（ファシリテーターより）基本的事項については方針であるので全体として協議したい。詳細については、ワーキンググループなどで検討していただいたあと全体で討議していきたい。

基本構想が昨年6月に策定されており、この基本構想を実現するための手段として基本条例の策定があるという位置づけをご理解いただきたい。

条例をまちの憲法として、協働のまちづくりを絶対に後退させないという意気ごみをもって策定にあたっていきたい。

基本構想にある、まちづくりの基本姿勢やキーワード（具体的には、基本となる戦略テーマにも掲げられている、住民自治を確立する取組）から「協働でつくる長浜市」実現のためのツールとして条例をつくることとしたい。

基本構想の一番最初の取組として市民協働の仕組みづくりがあげられており、参加していただいているみなさんとその後ろにおられるグループ、団体などで議論を深めていただくことが、より多くの市民に参加していただいているということになる。

総則的事項もふくめ、条例項目については、できるだけ標準的な項目をすべて網羅していく基本に忠実な手法で組み立てていくことが望ましい。これにより前回ご承認

いただいた体系案を具現化していく。

長浜のまちをどうしようかということについて、そのためのルールづくりとして市民みんなの手でつくりあげていきたい。

基本構想をもとに長浜市のめざしている方向を確認していく。基本構想のなかに条例としてとりあげるべきエッセンスが含まれている。

自治は、市民が主となり市民が自立してまちづくりをコントロールしていくということが基本であり、手の届かないところを行政が補完するということが協働の基本となる。

自治も観光資源のひとつとなる。

どこまでの自治ができるのかそうした枠組がわからないと周囲からは警戒心もでてくる 将来どの程度までの自治ができるかというような

市民として責任がもてる内容、長浜らしさをどういうふうにだしていくか、できるだけ明確な表現も必要となるのではないか。

いままでは形となった基準というものがなかったが、今後この条例というものが基準となりそれぞれの役割が明確になることと思う。

長浜市の考える基本的なまちづくりの方向について、いっしょになってやっていこうという、いまの時代になかったルールづくりが協働精神にのっとった基本条例を作るということであり、そのことを本日確認していただきたい。そのうえで広く市民、議会、行政の研修などを徹底してやっていければと考える。

〔以上のとおり意見交換を行い、総則的事項となる各項目については、基本構想等に基づいて、一旦事務局において案を作成し、庁内検討組織等での検討を経たうえで今後の策定委員会において提案することとなった〕

(1) - 1 今後の具体的策定作業について

前回にグルーピングした3グループにより、当面検討すべき項目を掲げ、初回の個別会議の日程を次のとおりとした。

グループA (5 / 1 3)	グループB (5 / 1 9)	グループC (5 / 1)
<ul style="list-style-type: none">・ 情報共有の原則と施策・ 説明責任・ 総合計画等における参加、協働・ 意見の提出及び募集・ 附属機関等への参加	<ul style="list-style-type: none">・ 市民の権利、責務・ 行政情報を知る権利・ 意見、要望、苦情等への対応・ 自治体運営と参加、協働・ 参加の権利、責務	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者の権利、責務・ 個人情報の保護・ 会議公開の原則・ 行政評価・ 参加協働に関する規定・ 住民投票

(2) その他

先進市町視察訪問について

日 時： 5 月 3 0 日 を め ど と し て 調 整

訪 問 先： 三 重 県 名 張 市

以上により策定委員会終了